

被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める

請願署名

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

年 月 日

紹介議員

請願趣旨

2011年3月の東日本大震災では、把握されている限りで少なくとも約5万4千人(2019年1月現在)の被災者が今なお応急仮設やみなし仮設住宅等での生活を余儀なくされています。この間にも、2018年の西日本豪雨、2019年9月の九州北部豪雨、千葉県を中心とする台風15号、甚大な被害をもたらした台風19号など、台風や集中豪雨が頻発し、多くの人命が犠牲になり、全半壊などの住宅被害が頻発しています。

被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取りもどすことです。住宅再建は、一人ひとりの生活再建のかなめであり、地域全体の復興を左右する重要な公共性のある施策です。また、自然災害から国民の生命・財産を守る第一義的な責任は、国と自治体にあります。しかし気象事業すら削られる実態があり防災事業の整備・拡充、国および自治体の体制強化・充実が求められています。

被災者生活再建支援法(以下、「支援法」)が施行されて20年。その後、2度の改正が行われました。2007年度の改正の際の「4年後に制度の拡充に向けて見直す」との付帯決議がされましたが、いまだ実現していません。東日本大震災の際にも見直しが行われていません。現在、全壊家屋の再建には最大300万円が支給されますが、建築資材や人件費等の高騰が自宅再建や住宅確保をさらに困難にしており、500万円への増額は急務です。

自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒的多数の被災者からも「支援法」の適用を求める悲鳴があがっています。憲法25条の生存権や13条の幸福追求権にもとづき、すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取りもどすために国による支援が不可欠です。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国各地でも起きる可能性があります。被災者生活再建支援法をはじめとした被災者への支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

請願項目

- 被災者生活再建支援法にもとづく支援金については、少なくとも最高額は500万円に引き上げる。
- 支援金の支給について、半壊や一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。また、小規模な自然災害にも支給できるよう適用条件を大幅に緩和すること。
- 当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。

氏名	住所

※この個人情報は請願以外には使用いたしません

連絡先: **全国災対連** (災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会)

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連気付 TEL: 03-5842-5611 FAX: 03-5842-5620